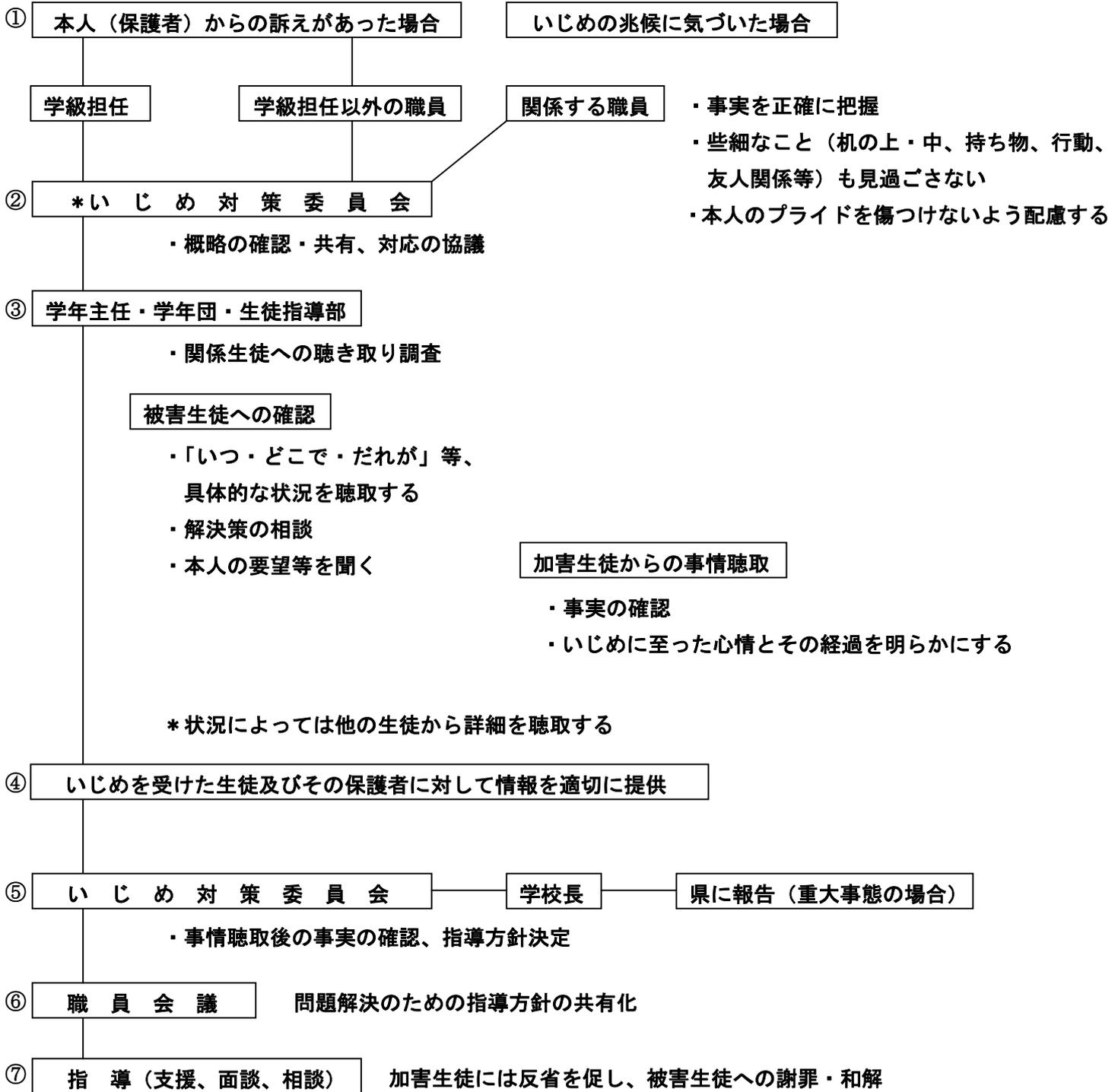


学校いじめ防止基本方針（伝達フロー図他）

県立白根高等学校
いじめ対策委員会

・いじめ問題の対応について



③は不用意に周囲に知られることがないよう被害生徒から事情聴取を行う。被害生徒の立場を尊重しつつ、加害生徒からも事情聴取を行う。両者の言い分に矛盾が生じないように、十分な摺り合わせをする。

・いじめ対策委員会の構成

- ・ **いじめ対策委員会 = 生徒指導部 + 特別支援教育委員会 + 管理職** とする。
(また、必要に応じて) + 該当生徒の学級担任、部活動顧問等
(また、必要に応じて) + 外部専門家等〔*下記参照〕
- * ・ 南区警察署 生活安全課 Tel 025-373-0110
- ・ 新潟市南区健康福祉課 保護係 Tel 025-372-6310
- ・ 新潟県精神保健福祉センター Tel 025-280-0111
- ・ 新潟県庁福祉保健部障害福祉課内 新潟県ひきこもり地域支援センター Tel 025-280-5201

・いじめの未然防止策

・年度初めの全校集会

「いじめはいけない」ことや、「何がいじめなのか」、ということを確認し、いじめを自分の問題として捉えさせ許されざる行為を全員で根絶しようという態度を行き渡らせる。

・全員が参加できる授業の確立

- ・ 規律正しい態度を育成し、学校生活の中心となる学習環境を整える。
- ・ 基礎的な学力を身につけることで、認められているという実感を生徒に持たせる。
- ・ 授業に欠席するようになってきた生徒に対して授業担当や担任で早期に確認、面談を行う。
- ・ 「生徒がストレスを抱えているような兆候」や「生徒からの教室環境改善の申し出」は担任へ報告するか、もしくは直接いじめ対策委員会へ伝えるよう職員に周知する。

・担任による個別面談の確立

年間2回以上の個別面談を設定するよう心がける

・情報の共有化

- ・ 特別支援教育委員会が運営している「生徒情報メモ」を通して、生徒の気になる変化や行為について職員がいつでも共有できるようにしておく。
- ・ 各学期末の成績会議で指導に注意を要する生徒についての情報交換を行う。

・窓口の周知

年度当初にちらしを配布し、いじめに関する相談・通報の窓口を生徒に知らせる。

・いじめ防止の年間指導計画

- ・ 入学式での生徒、保護者に向けた説明、認識確認 (4月)
- ・ 全校集会での全生徒に向けた説明、認識確認 (4月)
- ・ 担任による生徒個別面談の実施 (4月、11月)
- ・ 年2回の担任・保護者面談 (6月、11月)
- ・ 各学期末の「学校生活 (いじめ) アンケート」の実施 (7月、12月、3月)

・教職員の研修計画

- ・ 年度当初に国や県からの資料を配付し、認識の共有化を図る (4月)
- ・ 1学期中に特別支援委員会と連携し様々な生徒の実態把握に努める (~7月)